



2013/12/20 (金)、12/23(月・祝)

# 2013年度規律委員会説明会

公益財団法人 日本サッカー協会  
管理部(法務・登録グループ)

**目的:**

**懲罰に関するルール・制度についての  
重要な変更事項の確認**

## 1. 制度上の重要変更点

- ✓ 司法機関の独立
- ✓ 二審制の導入(JFA不服申立委員会の設置)

## 2. ルール(規定)の重要変更点

- ✓ 出場停止の消化に関するルールの変更 (9項目)

## 3. その他/質疑応答など

# 1. 制度上の重要変更点

✓ **司法機関の独立**

✓ **二審制の導入**

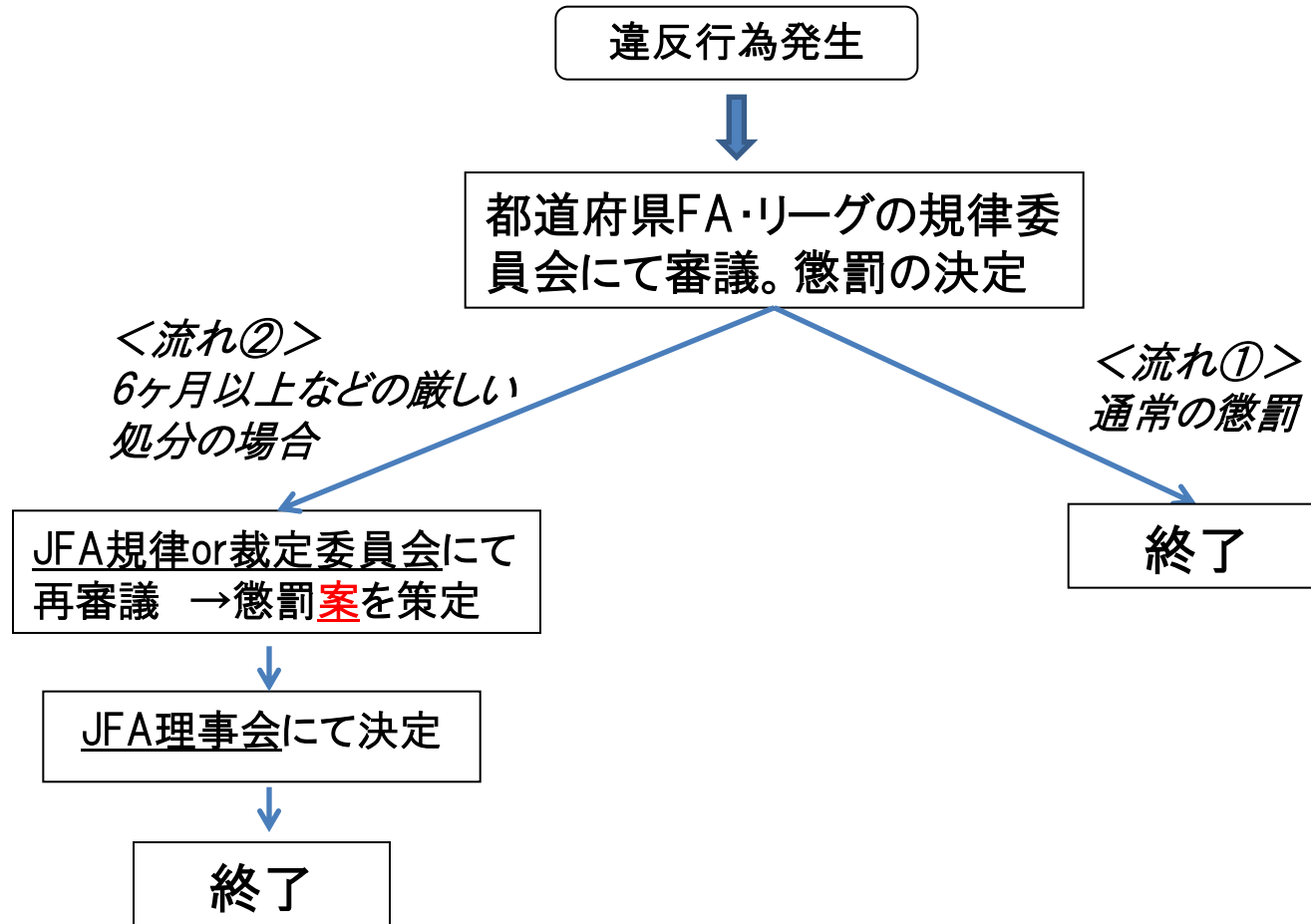
**(JFA不服申立委員会の設置)**

## 司法機関の独立と二審制の導入

### 現行:

- (1) 司法機関(規律委員会・裁定委員会)の決定は、理事会の承認を要する  
(司法機関が理事会の傘の下にある)
- (2) JFA規律委員会メンバーは理事およびその他の委員との兼務が可能
- (3) 懲罰権はJFA(理事会)が有する  
⇒ ただし、一定の条件下(処分が6ヶ月未満である等)において、JFAはその懲罰権を各都道府県協会・リーグの規律委員会に委譲している
- (4) 日本サッカー界の懲罰決定は一審制となっている

# 司法機関の独立と二審制の導入



## FIFAの原則 ～現状の問題点～

### 1. 三権分立の原則



FIFAの原則により、本来、各国協会の組織は、立法(評議員会)、行政(理事会)、司法(規律委員会・裁定委員会)の三権は分立していなければならない

### 2. 二審制

FIFAの原則により、規律委員会・裁定委員会が為した決定に対して、当事者が不服を申し立てることができる仕組みを構築することが求められている

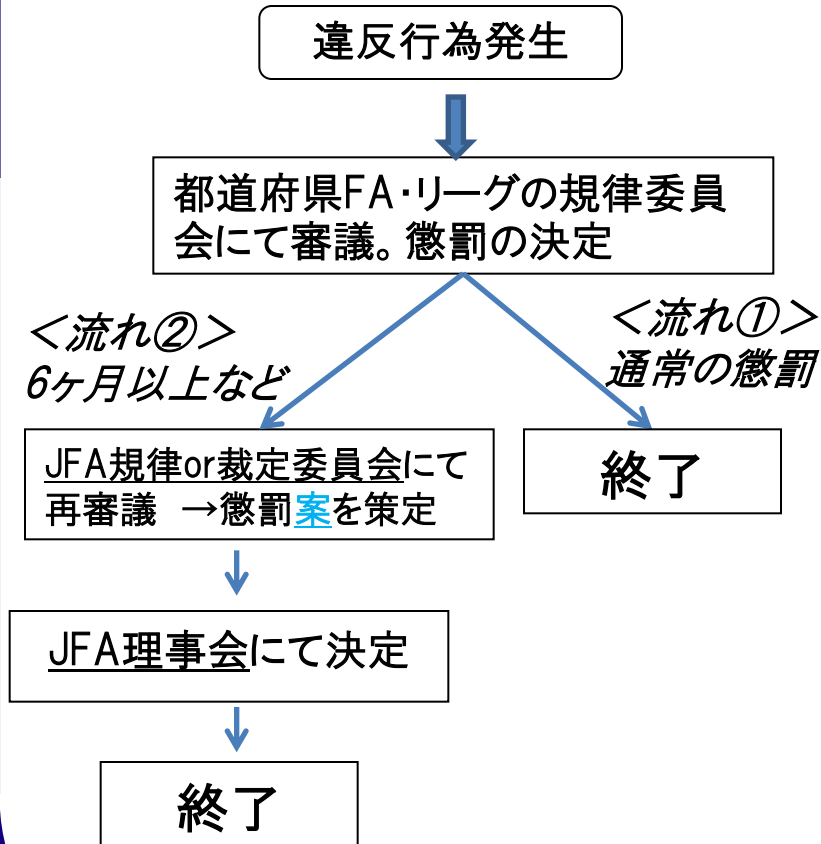
## 変更後の概要:

- (1) JFAの司法機関(規律/裁定委員会)を**独立させる**(決定は最終、理事会の干渉を受けない)
- (2) JFA司法機関のメンバーは、JFAの理事、委員、職員等との**兼務を不可**とする
- (3) 懲罰権を各都道府県協会・リーグへ**委譲する現行ルールは変更しない**  
※一方、各都道府県協会・リーグにおける規律委員会の**独立化を推奨する**(義務ではない)
- (4) **JFA不服申立委員会を設立** ⇒ 各都道府県協会・リーグの規律委員会  
で科された懲罰について不服申立を可能とする

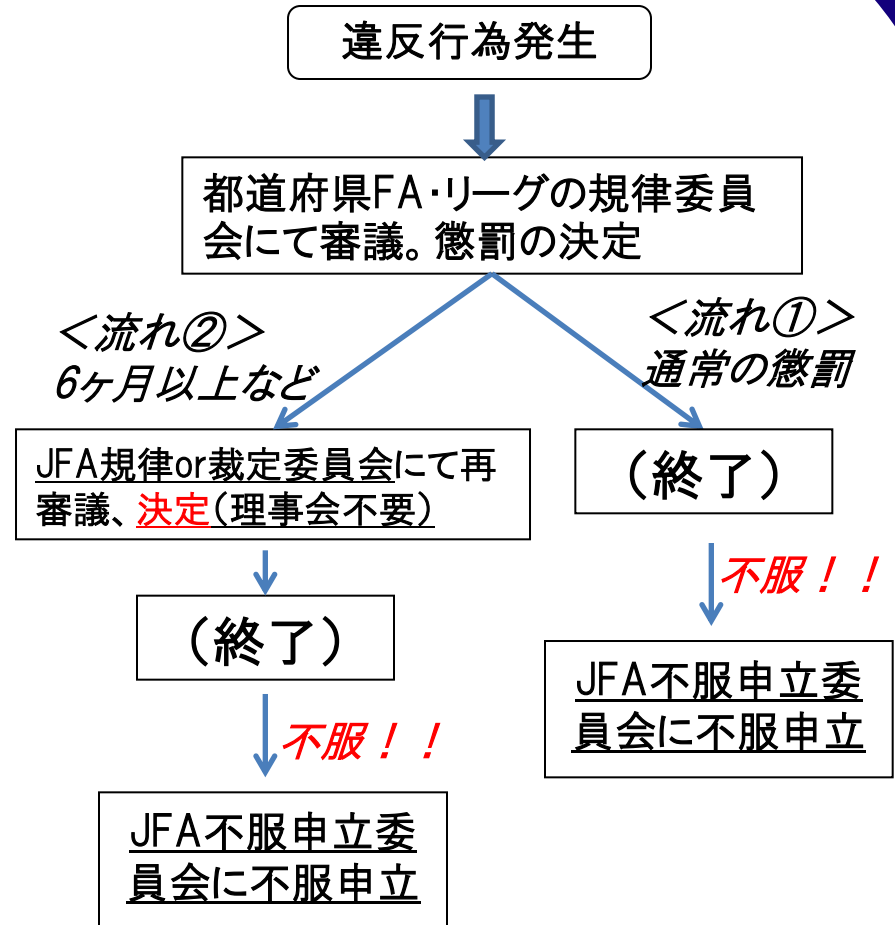


# 司法機関の独立と二審制の導入 変更後のフロー

## <現状>



## <変更後>



## 不服申立委員会の概要：

(懲罰規程第5節 (第33条～46条) )

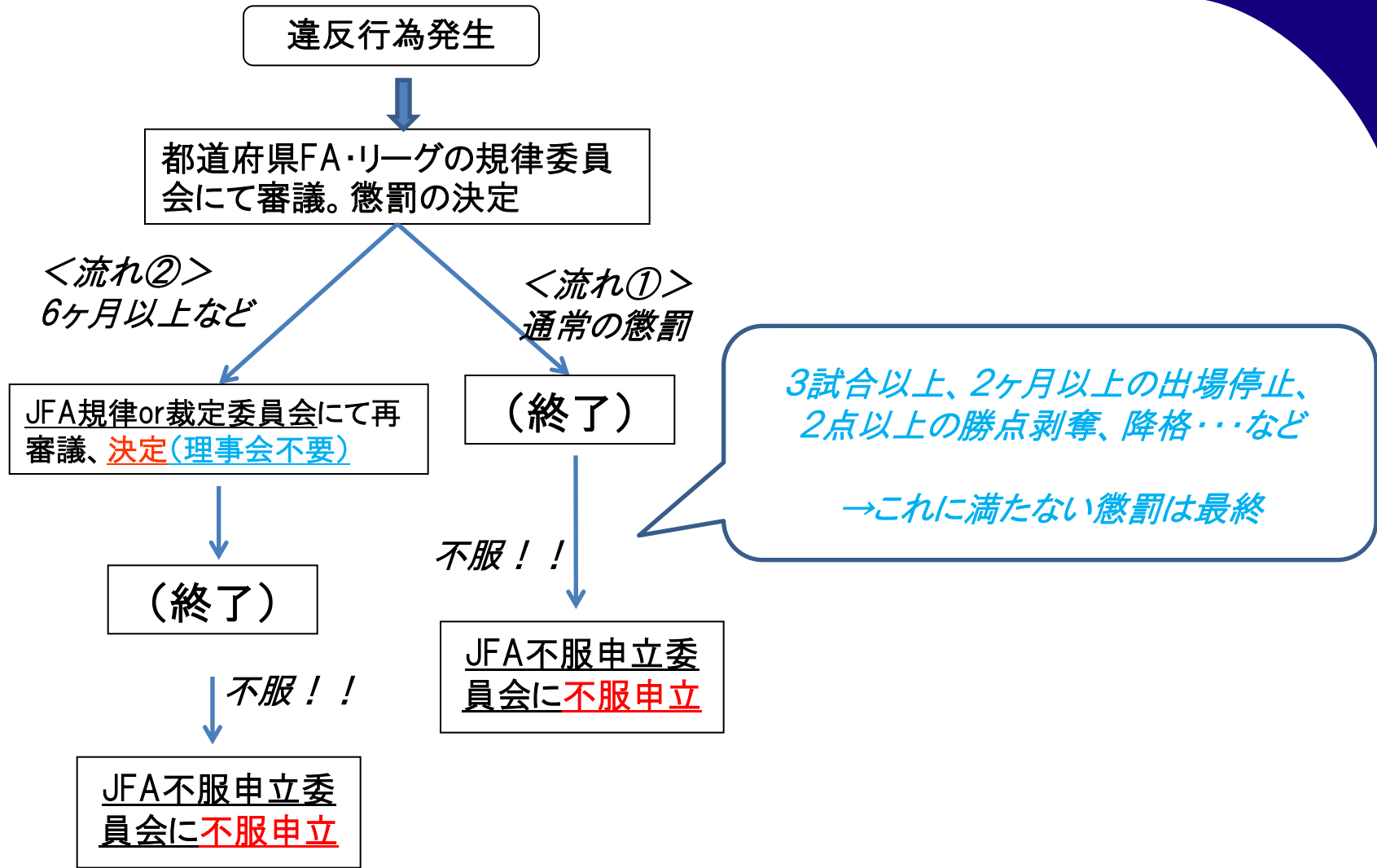
- ・都道府県FA/リーグの規律委員会が下した懲罰について、  
当人が不服な場合、JFAの不服申立委員会(新設)に**直接**、  
**不服を申し立て**、再審議を求めることができる

## ◆不服申立が可能な懲罰

一審の懲罰が以下の場合に不服申立が可能 (懲罰規程第34条)

1. **3試合以上**の出場停止 (公的職務停止／サッカー関連活動の停止)
2. **2ヶ月以上**の出場停止 (公的職務停止／サッカー関連活動の停止)
3. 100万円以上の罰金
4. 没収
5. 賞の返還
6. 下位ディビジョンへの降格
7. 2点以上の勝点の減点
8. 観衆のいない試合の開催
9. 中立地における試合の開催
10. 競技会への参加資格の剥奪
11. 新たな選手の登録禁止
12. 除名
13. その他の懲罰のうちで上記いずれかと同等程度又はそれ以上のもの

# 司法機関の独立と二審制の導入 不服申立委員会について



## ◆不服申立委員会(その他重要点)

### 1. 「不服申立が可能ない旨」の通知 (第43条)

(都道府県FA等の)規律委員会は、不服申立が可能である旨を必ず通知しなければならない

### 2. 不服申立の理由となり得るもの (第36条)

①事実認定の誤り      または      ②懲罰規程の適用の誤り

### 3. 不服申立の手数料 (第39条)

・1万円／件

・一審の懲罰が破棄(無効)、減刑の場合は、一審の都道府県FA等が負担

### 4. 書面による手続き (第38条)

## ◆ 不服申立委員会(その他重要点) <続き>

### 5. 不服申立の中断的効果

#### (1) 出場停止処分(等)

⇒ 処分は**中断しない**(濫用の防止) (第41条)

#### (2) 出場停止処分(等)以外のもの(例: 罰金、降格、勝点没収・・・) (第42条)

⇒ 処分は**中断する**(実施してしまった場合、都道府県FA等には原状回復義務)

### 6. 不服申立の手続き(申立期限等) (第35条、第43条)

- ・懲罰通知受領～3日以内(通知日含む) : 不服申立の**意思を表明**
- ・懲罰通知受領～10日以内(通知日含む) : 「**理由書**」を提出
- ・JFAから都道府県FA等に連絡～7日以内(通知日含む) : 都道府県FA/リーグの規律委員会は  
一審の決定に係る全ての資料をJFAに提出

## ◆ 施行日

- ・司法の独立(新JFA規律委員会、裁定委員会の発足)
- ・二審制(JFA不服申立委員会の設立)

⇒ 施行日は 2014年4月1日

※2014年3月のJFA評議員会にて、司法機関の各メンバーを選出

## 確認問題



# 司法機関の独立と二審制の導入 確認問題

日付	内容
① 5/1	違反行為発生(X選手による相手選手への暴行)
② 5/2	A県協会規律委員会の開催 → “4試合の出場停止”処分を決定
③ 5/3	A県協会規律委員会から本人へ懲罰通知の発送(郵送にて)
④ 5/4	X選手のもとに懲罰通知が届く
⑤ 〇/〇まで	X選手は、JFA不服申立委員会に対して不服申立の意思を表明(FAXにて)
⑥ 5/6	JFA事務局からA県協会規律委員会に、不服申立があった事実を通告(FAXにて)
⑦ 5/7	試合1 (×1 *出場停止)
⑧ 〇/〇まで	A県規律委員会は_____しなければならない
⑨ 〇/〇まで	X選手は_____をJFAに提出し、_____円をJFAに支払う
⑩ 5/10	試合2 (×2 *出場停止)
⑪ 5/15	JFA不服申立委員会を開催 → 原決定を減じ、“1試合の出場停止”とする決定
⑫ 5/15	JFA不服申立委員会→X選手(およびA県協会)に即日、上記決定を通知(FAXにて)
⑬ 5/16	試合3

# 司法機関の独立と二審制の導入 確認問題

- 問1： 空欄に適切な日付および内容を記入して下さい
- 問2： A県協会規律委員会から本人へ懲罰通知(③)について、A県協会規律委員会が特に気を付けるべきことは何か？
- 問3： 試合1(⑦)、試合2(⑩)、試合3(⑬)のそれぞれについて、JFA規程上の位置づけを述べて下さい(どのように扱われるべきか等)
- 問4： 本件終了後、A県協会が果たすべき義務はあるか？あるとしたら何か？

# 司法機関の独立と二審制の導入 確認問題

問1: 空欄に適切な日付および内容を記入して下さい

日付	内容
① 5/1	違反行為発生(X選手による相手選手への暴行)
② 5/2	A県協会規律委員会の開催 → “4試合の出場停止”処分を決定
③ 5/3	A県協会規律委員会から本人へ懲罰通知の発送(郵送にて)
④ 5/4	X選手のもとに懲罰通知が届く
⑤ 5/6まで	X選手は、JFA不服申立委員会に対して不服申立の意思を表明(FAXにて)
⑥ 5/6	JFA事務局からA県協会規律委員会に、不服申立があった事実を通告(FAXにて)
⑦ 5/7	試合1 (×1 *出場停止)
⑧ 5/12まで	A県規律委員会は <u>一審の決定に係る全ての資料をJFAに提出</u> しなければならない
⑨ 5/13まで	X選手は <u>理由書</u> をJFAに提出し、 <u>1万</u> 円をJFAに支払う
⑩ 5/10	試合2 (×2 *出場停止)
⑪ 5/15	JFA不服申立委員会を開催 → 原決定を減じ、“1試合の出場停止”とする決定
⑫ 5/15	JFA不服申立委員会→X選手(およびA県協会)に即日、上記決定を通知(FAXにて)
⑬ 5/16	試合3

# 司法機関の独立と二審制の導入 確認問題

問2: A県協会規律委員会から本人へ懲罰通知(③)について、A県協会規律委員会が特に気を付けるべきことは何か?

## 【回答】

選手に、「**不服申立が可能**な旨」を必ず通知すること (第43条)

※「4試合の出場停止」は不服申立可能な懲罰である！！

# 司法機関の独立と二審制の導入

## 確認／ケーススタディー問題

問3： 試合1(⑦)、試合2(⑩)、試合3(⑬)のそれぞれについて、JFA規程上の位置づけを述べて下さい(どのように扱われるべきか等)

### 【回答】

試合1(⑦) …

試合2(⑩) …

試合3(⑬) …

# 司法機関の独立と二審制の導入 確認問題

- | 日付            | 内容  |
|---------------|---|
| ① 5/1         | 違反行為発生(X選手による相手選手への暴行)                    |
| ② 5/2         | A県協会規律委員会の開催 → “4試合の出場停止”処分を決定            |
| ③ 5/3         | A県協会規律委員会から本人へ懲罰通知の発送(郵送にて)               |
| ④ 5/4         | X選手のもとに懲罰通知が届く                            |
| ⑤ 5/6まで       | X選手は、JFA不服申立委員会に対して不服申立の意思を表明(FAXにて)      |
| ⑥ 5/6         | JFA事務局からA県協会規律委員会に、不服申立があった事実を通告(FAXにて)   |
| ⑦ <u>5/7</u>  | <u>試合1 (×1 *出場停止)</u>                     |
| ⑧ 5/12まで      | A県規律委員会は 一審の決定に係る全ての資料をJFAに提出 しなければならない   |
| ⑨ 5/13まで      | X選手は 理由書 をJFAに提出し、 1万 円をJFAに支払う           |
| ⑩ <u>5/10</u> | <u>試合2 (×2 *出場停止)</u>                     |
| ⑪ 5/15        | JFA不服申立委員会を開催 → 原決定を減じ、“1試合の出場停止”とする決定    |
| ⑫ 5/15        | JFA不服申立委員会→X選手(およびA県協会)に即日、上記決定を通知(FAXにて) |
| ⑬ <u>5/16</u> | <u>試合3</u>                                |

# 司法機関の独立と二審制の導入

## 確認／ケーススタディー問題

問3： 試合1(⑦)、試合2(⑩)、試合3(⑬)のそれぞれについて、JFA規程上の位置づけを述べて下さい(どのように扱われるべきか等)

### 【回答】

試合1(⑦) … 出場停止は有効

試合2(⑩) … 適用済みの**出場停止は回復されない**

試合3(⑬) … 出場停止は**無効**、処分は適用されない

問4： 本件終了後、A県協会が果たすべき義務はあるか？  
あるとしたら何か？

### 【回答】

A県協会は、JFAに 1万円 を支払う



### <追加問題>

A県協会規律委員会が、JFAから連絡を受けてから10日後に、一審の懲罰を決定した根拠となる資料(審判報告書、映像資料・・・)をJFAに提出した。

この場合、これらの資料はどのように扱われるか？JFA不服申立委員会は、どのように判断を下すか？

### 【回答】

**期限(7日以内)を過ぎて提出された資料は、不服申立委員会での審議では考慮されない** (第44条3項、44条2項)

⇒ 選手から提出された資料のみを判断材料として、懲罰を決定することになる

# ルール(規定)の重要変更点

## 2. ルール(規定)の重要変更点

### ◆ルール(各種規定)の重要変更点

重要

1. 出場停止の消化に関するルールの変更

重要

2. 「差別」に対する懲罰規定の追加

3. FIFA規程に合わせた懲罰の重さ/表現の微調整

4. 「試合放棄」について量刑の規定

5. 「器物破損」に関する規定の追加

重要

6. 適用条項が無い場合

重要

7. 処分理由の明記

8. 都道府県FA等が単独で決定できない懲罰の種類追加

9. 無期限処分の解除に関する規程の変更

# 出場停止の消化に関するルールの変更

### ◆ 出場停止の消化に関するルールの変更

(懲罰規程[別紙2]第2条~11条、特に第4条)

#### <概要>

退場による出場停止処分の扱いについて (第4条)

【**現行**】 大会に関係なく**次の公式試合**に適用



【**変更後**】 同一大会における次の試合に適用

(変更の理由)

- 世界的に見て、同一大会での消化が主流(FIFA、AFCその他主要国で採用)
- 複数の大会をまたぐ現行ルールは懲罰管理が困難

## 2-1. 出場停止の消化に関するルールの変更

### (懲罰規程[別紙2]第4条)

#### 現行

[退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について]

第4条 退場による公式試合の出場停止処分を受けた選手等は、出場停止処分を受けたチームが出場する直近の、日本サッカー協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合において、その処分を消化するものとする。  
ただし、処分が複数の試合にまたがる場合は、順次その次の試合において消化する。

#### 変更後

[退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について]

第4条 退場による公式試合の出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。

## 2-1. 出場停止の消化に関するルールの変更

例:

### ◆現行ルール

J1リーグ戦 9/28	J1リーグ戦 10/5	ナビスコ杯 10/12	天皇杯 10/16	J1リーグ戦 10/19	J1リーグ戦 10/27	ナビスコ杯 11/2	J1リーグ戦 11/10
3試合の 出場停止	×1	×2	×3	○	○	○	○

### ◆新ルール

J1リーグ戦 9/28	J1リーグ戦 10/5	ナビスコ杯 10/12	天皇杯 10/16	J1リーグ戦 10/19	J1リーグ戦 10/27	ナビスコ杯 11/2	J1リーグ戦 11/10
3試合の 出場停止	×1	○	○	×2	×3	○	○

→ シンプル！！

### ◆その他関連の変更

- ✓ 出場停止が大会内で消化しきれない場合(大会の終了/敗退)  
⇒ 「次の公式試合」に適用される (第6条)
- ✓ 上記の場合、移籍の場合など、大会間の伝達が必要な場合  
⇒ 伝達責任は当事者(選手/当該チーム)にある (第6、7条)
- ✓ 複数チーム(選抜チームなど)での出場に関する出場停止  
⇒ 複雑な現行ルールを廃止。上述の「同一大会での適用」の原則をシンプルに適用する (第9条)



## 2-1. 出場停止の消化に関するルールの変更

### (懲罰規程[別紙2]第9条)

#### 現行

[複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化]

第8条 選手等が、退場による公式試合の出場停止処分を受けたチームでその処분을消化し切れないうまま、処分を受けたチーム以外のチームにおいて試合に出場しようとする場合には、未消化分の試合数については引続き出場停止の効力が残存するものとする。ただし、退場による公式試合の出場停止処分が1試合の場合は、未消化であっても処分の効力は消滅し処分を受けたチーム以外のチームの試合に出場することができる。

<処分消化事例一覧>

((表))

#### 変更後

[複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化]

第9条 選手等が、複数のチーム(選抜チームや年齢制限付チーム等)にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は同一競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。

<表⇒削除>

## 2-1. 出場停止の消化に関するルールの変更

例:

### ◆現行ルール

	県大会A 10/1	国体 10/3	国体 10/6	国体 10/9	県大会A 10/13	県大会A 10/17	県大会A 10/22
チームY	2試合の 出場停止				×1	×2	○
県選抜		(×1)	(×2)	○			

### ◆新ルール

	県大会A 10/1	国体 10/3	国体 10/6	国体 10/9	県大会A 10/13	県大会A 10/17	県大会A 10/22
チームY	2試合の 出場停止				×1	×2	○
県選抜		○	○	○			

➔ シンプル！！

## 2-2. 「差別」に対する懲罰規定の追加

# 「差別」に対する懲罰規定の追加

### ◆「差別」に対する懲罰規定の追加

(懲罰規程[別紙1] 3-5)

差別行為について...

【現行】 規定なし



【変更後】 最低5試合の出場停止、10万円以上の罰金などの懲罰を科す

(変更の理由)

FIFA総会(本年5月31日)の決議により、各国の懲罰規程に、差別行為に対する懲罰を、FIFA規程と同様の内容で規定することが義務化された。

## 2-2. 「差別」に対する懲罰規定の追加

(懲罰規程[別紙1] 3-5)

現行	変更後(新規)
規定なし	<p>3-5. 差別</p> <p><u>人種、肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合</u>、以下のとおり懲罰を科すものとする。但し、<u>軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。</u></p> <p>(1) <u>違反者が選手等(アマチュア選手を含む)の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合の出場停止処分及び10万円以上の罰金を科す。</u></p> <p>(2) 同一のチームに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該チームに勝点の減点処分(初回の違反は3点、二度目の違反は6点)を科す。さらなる違反の場合は、下位ディビジョンへの降格処分を科す。なお、勝点が伴わない競技会の場合は当該チームの競技会への参加資格を剥奪するものとする。</p> <p>(3) 違反者がサポーターの場合は、その有責性にかかわらず、当該チームに対して40万円以上の罰金を科す。重大な違反には、観客のいない試合の開催、試合の没収、勝点の減点、又は競技会の資格剥奪などの追加的な懲罰を科す。</p> <p>(4) 違反者が観客(サポーターを含む)の場合は、最低2年間、スタジアムへの入場を禁止される。</p>

## 2-2. 「差別」に対する懲罰規定の追加

### その他のポイント

- ✓ **アマチュア選手も罰金の対象となる**
- ✓ **3項、4項(サポーターの違反)・・・主にJリーグ・JFLなどを想定**

# FIFA規程に合わせた懲罰の重さ/表現の微調整

## 2-3. FIFA規程に合わせた懲罰の重さ/表現の微調整

### ◆一部の懲罰について、懲罰の重さおよび表現にFIFA規程との乖離があったため、FIFA規程にあわせる

現行	変更後
<p>2-3. 選手等に対する著しい暴行・脅迫(乱闘、喧嘩等を含む)</p> <p>①1回目の場合:最低6試合の出場停止及び罰金。 ②繰り返した場合:最低12か月の出場停止及び罰金。</p>	<p>2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為</p> <p>①1回目の場合:最低6試合の出場停止及び罰金。 ②繰り返した場合:最低12か月の出場停止及び罰金。</p> <p>-----</p> <p>3-1-3 乱闘、喧嘩</p> <p>乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。</p> <p>①1回目の場合:最低6試合の出場停止 ②繰り返した場合:最低12か月の出場停止</p> <p>-----</p>
<p>2-6. 主審及び副審に対する暴行・脅迫</p> <p>①1回目の場合:最低12か月の出場停止及び罰金。 ②繰り返した場合:無期限の出場停止。</p> <p>&lt;新規&gt;</p>	<p>2-6. 主審及び副審に対する暴行・脅迫</p> <p>①1回目の場合:最低6か月の出場停止及び罰金。 ②繰り返した場合:最低12か月の出場停止及び罰金。</p> <p>2-7. 主審及び副審に対してつばを吐きかける行為</p> <p>①1回目の場合:最低12か月の出場停止及び罰金。 ②繰り返した場合:無期限の出場停止。</p>



## 2-4. 「試合放棄」について量刑の規定

# 「試合放棄」について量刑の規定

## 2-4. 「試合放棄」について量刑の規定

### 問題点： 「試合放棄」について、量刑が明確でない

(懲罰規程[別紙1] 3-1-1)

現行	変更
<p>3. その他の違反行為</p> <p>3-1. 以下の(1)ないし(3)号のいずれかに該当する場合には、規律委員会は<u>以下①号以下に定めるところにより懲罰を科す。</u></p> <p>(1) チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合を放棄する場合</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>[チームに対する懲罰]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 戒告</li> <li>② 譴責</li> <li>③ 罰金</li> <li>④ 没収</li> <li>⑤ 賞の返還</li> <li>⑥ 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)</li> <li>⑦ 得点又は勝ち点の減点又は無効</li> <li>⑧ 得点を3対0として試合を没収(ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする)</li> <li>⑨ 観衆のいない試合の開催</li> <li>⑩ 中立地における試合の開催</li> <li>⑪ 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止</li> <li>⑫ 下位ディビジョンへの降格</li> <li>⑬ 除名</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<p>3. その他の違反行為</p> <p>3-1-1 <b>試合放棄</b></p> <p>① チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して当該試合の<b>没収処分</b>及び<b>最低2試合の出場停止処分</b>を科す。ただし、Jリーグについては、Jリーグの規約による。</p> <p>② 当該違反行為が重大な場合は、前項に加え、3-6に従い追加的な懲罰を科すものとする。</p>

## 2-5. 「器物破損」に関する規定の追加

**「器物破損」に関する規定の追加**

## 2-5. 「器物破損」に関する規定の追加

### ◆新規追加

(懲罰規程[別紙1] 3-1-2)

#### 変更後(新規)

3-1-2 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による**器物破損行為**

- ① 1回目の場合: **最低1試合の出場停止**
- ② 繰り返した場合: **最低2試合の出場停止及び罰金**

## 2-6. 適用条項が無い場合

**適用条項が無い場合**

## 2-6. 適用条項が無い場合

### 現行

#### 3. その他の違反行為

3-1. 以下の(1)ないし(3)号のいずれかに該当する場合には、規律委員会は以下①号以下に定めるところにより懲罰を科す。

- (1) ……
- (2) ……
- (3) チームによる著しい違反行為

[チームに対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 没収
- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)
- ⑦ 得点又は勝ち点の減点又は無効
- ⑧ 得点を3対0として試合を没収(ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする)
- ⑨ 観衆のいない試合の開催
- ⑩ 中立地における試合の開催
- ⑪ 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- ⑫ 下位ディビジョンへの降格
- ⑬ 除名
- ・
- ・
- ・

#### 問題点:

この条項によって、「あらゆる行為」に対して「あらゆる懲罰」の適用が可能となっている

⇒ 拡大適用による過度の懲罰の適用(濫用)が可能

※罪刑法定主義の観点から、好ましくない。

## 2-6. 適用条項が無い場合

(懲罰規程[別紙1] 3-6)

現行	変更後
<p>3. その他の違反行為</p> <p>3-1. 以下の(1)ないし(3)号のいずれかに該当する場合には、規律委員会は<u>以下①号以下に定めるところにより懲罰を科す。</u></p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) <b>チームによる著しい違反行為</b></p> <p>[チームに対する懲罰]</p> <p>① 戒告</p> <p>② 譴責</p> <p>③ 罰金</p> <p>④ 没収</p> <p>…</p> <p>…</p>	<p>3-6. チーム又は選手等による著しい違反行為</p> <p>本規程に<u>該当条文がない場合</u>で、チーム又は選手等が基本規程及び本規程の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第4条に定める各懲罰のうちから<u>適切と判断される懲罰を科すことができる。</u>ただし、都道府県協会等の規律委員会が本規定を適用して懲罰を適用する場合、<u>事前に本協会規律委員会の委員長の承認を得なければならないものとする。</u></p>

⇒ **都道府県FA等の規律委員会は単独でこの条項を適用して懲罰を科すことができない**

**※JFA規律委員長の事前承認が必要**

## 2-7. 処分理由の明記

# 処分理由の明記



## 2-7. 処分理由の明記

### ※処分理由(根拠条文)の明記を明示的に義務化した

### 「罪刑法定主義」の徹底！！

(懲罰規程第22条)

#### 現行

〔懲罰案の作成〕

第221条

規律委員会及び裁定委員会は、調査・審議の上、次の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

- (1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)並びに住所
- (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所
- (3) 主文(判断の結論。効力発生日を含む。)
- (4) 判断の理由
- (5) 作成年月日

#### 変更後

〔懲罰の通知〕

第22条

1. 規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者に書面にて通知するものとする。
2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
  - (1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)並びに住所
  - (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所
  - (3) 主文(判断の結論。効力発生日を含む)
  - (4) 判断の理由(必ず、根拠となる条文を記載すること)
  - (5) 作成年月日
  - (6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限(第35条参照)

都道府県FA等が単独で決定できない懲罰の種類追加

## 2-8. 都道府県FA等が単独で決定できない懲罰の種類を追加

### ◆都道府県FA等が単独で決定できない懲罰の種類として、「**実質的効果**がその他の懲罰と同等である場合」を追加

⇒ 「独自の表現の懲罰」、「勝点の没収により下位ディビジョンへ降格させる」、などの懲罰の適用を防ぐ

(懲罰規程第3条)

#### 変更後(追加)

[都道府県サッカー協会等における懲罰]

第3条 基本規程202条に基づき、本協会の規律委員会および裁定委員会は、都道府県協会等の規律委員会に、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の規律委員会には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

- (1)6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
- (2)罰金
- (3)没収
- (4)下位ディビジョンへの降格
- (5)除名
- (6)競技会への参加資格の剥奪
- (7)新たな選手の登録禁止
- (8)前各号に掲げるもののほか、**懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分**

# 無期限処分の解除に関する規程の変更

## 2-9. 無期限処分の解除に関する規程の変更

### ◆長期処分の処分解除について:

現行: 「無期限」のみが対象。**2年経過後**から解除申請可能

変更後: 無期限および**3年より長い有期処分**。**3年経過後**から解除申請可能

(懲罰規程第5条)

現行	変更後
<p>[無期限の懲罰の解除] 第203条 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第12号の懲罰のうち、<b>無期限の懲罰</b>を受けた個人又は団体(以下個人、団体ともに「当事者」という)は、処分開始日から<b>2年以上経過した後</b>に、以下の手続により解除の申請を行なうことができる。</p> <p>・ ・ ・</p>	<p>[懲罰の解除] 第5条 1. 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第12号の懲罰のうち、<b>3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰</b>を受けた個人又は団体(以下個人、団体ともに「当事者」という)は、処分開始日から<b>3年を経過した後</b>に、以下の手続により解除の申請を行なうことができる。</p> <p>・ ・ ・</p>

## 【施行日】

各種ルールの変更： 施行日は2014年4月1日

※ただし、4月1日に先立ってシーズンが開始するリーグ（Jリーグなど）  
については、シーズン開始とともに前倒しで適用する

# 確認問題1

問1： 以下について、現行ルール、新ルールそれぞれについて出場可否を考えてみましょう

## ◆現行ルール

プレミアリーグ 9/20	選手権 県予選 10/3	天皇杯 10/13	選手権 県予選 10/15	天皇杯 (敗退) 10/19	選手権 県予選 10/23	プレミア リーグ 11/1	プレミア リーグ 11/5
退場⇒ <u>1試合の 出場停止</u>		退場⇒ <u>3試合出場 停止</u>					

## ◆新ルール

プレミア リーグ 9/20	選手権 県予選 10/3	天皇杯 10/13	選手権 県予選 10/15	天皇杯 (敗退) 10/19	選手権 県予選 10/23	プレミア リーグ 11/1	プレミア リーグ 11/5
退場⇒ <u>1試合の 出場停止</u>		退場⇒ <u>3試合出場 停止</u>					

# 確認問題1

問1： 以下について、現行ルール、新ルールそれぞれについて出場可否を考えてみましょう

## ◆現行ルール

プレミアリーグ 9/20	選手権 県予選 10/3	天皇杯 10/13	選手権 県予選 10/15	天皇杯 (敗退) 10/19	選手権 県予選 10/23	プレミア リーグ 11/1	プレミア リーグ 11/5
退場⇒ <u>1試合の 出場停止</u>	×	退場⇒ <u>3試合出場 停止</u>	×1	×2	×3	○	○

## ◆新ルール

プレミア リーグ 9/20	選手権 県予選 10/3	天皇杯 10/13	選手権 県予選 10/15	天皇杯 (敗退) 10/19	選手権 県予選 10/23	プレミア リーグ 11/1	プレミア リーグ 11/5
退場⇒ <u>1試合の 出場停止</u>	○	退場⇒ <u>3試合出場 停止</u>	○	×1	×2	×1	×3



## 確認問題2

問2: 以下のケースについて、A県協会規律委員会が科すべき懲罰の内容はどのようなになるか？

また、懲罰の適用に際して、注意すべき点は何か？

### ＜状況＞※架空

- ✓ 県社会人3部リーグの試合において、本郷FCのX選手、Y選手、Z選手(全員アマチュア)の3名は、相手チームの外国籍選手に対して、人種および肌の色に関する差別的発言と行為を行った。
- ✓ A県規律委員会は、審判報告書等の証拠および事情聴取の結果から、Xの行為は重度の差別行為、Y、Zについては軽度の差別行為と結論付けた。

回答:

## 【懲罰内容】

X選手: 5試合の出場停止処分 および 罰金10万円 ( [別紙1] 3-5(1) )

Y選手: けん責(など) ( [別紙1] 3-5 )

Z選手: けん責(など) ( [別紙1] 3-5 )

本郷FC: 勝点3点の減点処分 ( [別紙1] 3-5(2) )

## 【注意すべき点】

- ✓ 通知にあたり、**根拠条文を必ず示す**こと
- ✓ 「**罰金**」の部分についてはA県規律委員会は単独決定できない  
⇒ X選手については、JFA規律委員会に報告、JFA規律委員会にて審議、決定

# 確認問題3

問3: 以下のケースについて、A県協会規律委員会が科すべき懲罰の内容はどのようになるか？ また、懲罰の適用に際して、注意すべき点は何か？

**<状況>※架空**

- ✓ A県のB中学校サッカー部。公式戦において、監督であるXは、5点のオウンゴールを入れるように自チームの選手たちに命じた。選手たちは監督Xに逆らえず、オウンゴールを重ね、チームは敗退した。

回答:

## 【懲罰内容】

本件は**懲罰の対象ではない**。なぜなら、根拠となる条文が存在しないから



ただし、A県協会規律委員会として、何らかの懲罰に値すると考えるなら、**3-6. チーム又は選手等による著しい違反行為** を適用して、懲罰を科すことは可能



ただし、その場合、**事前にJFA規律委員長の承認**を得なければならない！！

## Q & A

# ありがとうございました

＜お問い合わせ先＞

(公財) 日本サッカー協会 管理部 法務・登録G

播磨／永井／山口